

平成 2 6 年第 9 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第9回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成26年9月25日(木)午前9時33分から午前10時35分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(19名)

1番 木村 和男	2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一
4番 三浦 淳子	5番 伊藤 恵子	6番 鈴木 幸博
7番 後藤 幸太郎	8番 遊佐 恭一	9番 伊藤 雄一
10番 菅原 都	11番 佐藤 清	12番 久道 雄悦
13番 柳田 政喜	14番 内藤 千鶴子	15番 菅原 勝一
16番 佐々木 裕一	18番 大崎 幸信	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		

4 欠席委員(1名)

17番 鈴木 龍一

5 報告事項

1 非農地証明願について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 美里町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に
ついて

7 その他連絡・報告事項

1. 平成26年 9月事業報告について

2. 平成26年10月事業予定について

3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 笠原 良隆

事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	ただいまより、平成26年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局	どうもありがとうございました。 それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となって議事を整理するとございますので、会長、よろしくお願いいたします。
議長	本日の出席委員は19名でございます。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、本会は成立をしております。
議長	次第の3番です。議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を指名いたしますが、議長により指名してよろしいかと思ひます。よろしいですか。 (はいとの声あり)
議長	それでは、5番伊藤恵子委員、6番鈴木幸博委員のお二方をお願いをいたします。
議長	続きまして、4番、報告事項1、非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	報告事項1について、議案書に記載のとおり説明を行った。 以上、非農地証明願についての報告を終わりますが、農地保全委員会で現地確認はしてございます。以上でございます。
議長	続きまして、保全委員会遊佐委員長に報告いただきます。
保全委員長	保全委員会は、今月から伊藤雄一委員、菅原委員、そして私遊佐が担当し、

8 番委員	9月12日に、大友職務代理、事務局次長の5名により現地調査を行いました。
	番号11についてですが、ご報告いたします。 現地は関根地区の●●に位置し、倉庫が建設されてから40年以上経過しています。台帳上は畑ですが、ほとんど宅地として使用されていることから、現地調査後、速やか許可証を交付するよう事務局に指示いたしました。以上でございます
議長	ご苦労さまでございました。 非農地証明願について、事務局より説明等、保全委員会より遊佐委員長の報告がございましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	無いようですので、報告事項を終了してよろしいですか。 (はいとの声あり)
議長	それでは、続きまして、5番の議事に入ります。 第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明願います。
事務局	第1号議案について、菊地次長が議案書に記載のとおり説明を行った。 なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、お手元の農地法第3条調書により、すべての農地で該当しませんが、なお且つお目通しのほどよろしく申し上げます。以上でございます。
議長	ただいま事務局より説明がありました農地法第3条調査書が配られているようですが、申請地はこれまでも農作物の作付がされていて今後も同様に農作物の栽培を行うということでございますので、問題は無いと考えられます。報告は以上でございます。 それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について

審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

無しということによろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

第 1 号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成ということで、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第 2 号議案農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明願います。

事務局

説明に入る前に、第 2 号議案の 5 ページ、番号 2 6 1 でございますが、●●●●さんの住所が「青生字●●●●●番地」となっておりますが、「●●●●番地」でございました。訂正方お願いします。どうも大変申しわけございませんでした。「●●」を「●●」に訂正方お願いします。

議長

議案番号 2 6 1 番の譲渡人●●●●●さんの住所、「青生字●●●●●番地」が「●●●●番地」に訂正ということでございます。

事務局

第 2 号議案について、菊地次長が議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいま、第 2 号議案について事務局より説明をいただきましたが、審議に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(3 番委員手を挙げる)

議長	3 番高橋委員。
3 番委員	対価なんですけれども、10アールあたりの価格、上の方（議案番号260）は30万ぐらいですけれども、下のほうが50万近くになっております。その辺の違いはどうなっているんですか。知っている範囲で。
議長	譲受人が同じで、購入価格が30万円と50万円と違いがあるということですが、事務局でもしわかれば。
事務局 （代弁者 18番 大崎委員）	元鳴瀬というところは、堤防沿いの、昔の鳴瀬川のところで、ほ場整備がされていない農地です。それで買い手がないということで、旧河川跡地なんです。あと下の部分はほ場整備地とそうでない所ですが、売る土地との差が出たと思います。なかなか私も今耕作していますが条件的には悪いところなので、その差額が生じたと思います。以上です。
議長	10番の260番のほうは未整理地で条件がよくない、それから261番については整備済みの農地であるので条件がいいので50万という設定だろうということだそうですが、3番高橋委員、よろしいですか。 そのほかございませんか。 （質問、意見なし）
議長	なければ、審議を打ち切り採決に入ってよろしいですか。 （はいとの声あり）
議長	それでは、第2号議案農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。 （委員全員の挙手を確認）
議長	ありがとうございます。全員賛成でございます。原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、第3号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案について、菊地次長が議案書に記載のとおり説明を行った。

説明は以上になりますが、場所につきましては、お手元に写真をお配りしてございます。東北本線側から西側を撮影した部分でございます。面積が広い関係で全部は入り切りませんが、白で囲まれた場所です。ここが今回の申請予定となっております。現地はこのとおり除草されております。農地保全委員会で現地調査をしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長

ありがとうございます。保全委員会で現地確認調査を実施しておりますので、遊佐委員、調査結果についてご報告いただきます。

保全委員長
8番委員

場所ですが、この写真は、8月実施した農地パトロール第1班で回って見たということでありまして、そのときは草だけだったんですけども、保全委員会で確認した時はきれいに除草されていました。

番号2ですが、現地は、青生字●●●●に位置し、都市計画地域内の農地であります。面積はちょうど2千平方メートルあり、集合住宅を建設する計画です。農地の管理状況は良好で、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。以上よろしく願いいたします。

議長

どうもありがとうございました。

ただいま保全委員長より現地の確認調査の結果についてご報告をいただきましたが、これより審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長	それでは、第 3 号議案農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。 (委員全員の挙手を確認)
議長	ありがとうございます。全員賛成ということで、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。
議長	続きまして、第 4 号議案美里町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	第 4 号議案について、菊地次長が議案書に記載のとおり説明を行った。 この基本構想は、宮城県の基本構想をベースに美里町の基本構想として策定されたものでございます。実は、ことしの 2 月総会でも変更についての意見を求められておりまして、その際は組織の名称変更、「宮城県農業公社」が「みやぎ農業振興公社」になった。目標年度、法律の条項文といいますが項目の変更等の軽微な文言修正でございましたけれども、今回の内容は、宮城県が、たしかことしの 6 月だと思えますけれども、宮城県で基本構想が策定されました。それで、今回宮城県の基本構想が策定されたことに伴いまして、宮城県と連動する部分、そして農業経営基盤強化促進法の改正による内容変更、これには当然農地中間管理機構設立に伴う内容変更等が盛り込まれておりますけれども、今回につきましてはその変更となります。 実は、数字につきましては、来年 3 月にもう一度この基本構想の変更の見直しがあるわけでございますが、その際に数字のほうを直すということになります。その関係で、今回の基本構想に載っています数字につきましては従来の数字で載っていますが、半年後は、農業関係団体の方々と協議しながら、今後の数字、例えば農地の利用に占める面積のシェアの割合、現状では 65% ですが、これを何パーセントにするかというふうな部分を、今後半年間かけて数字の修正を行います。その関係で、今回は宮城県と連動する部分も大まかにいえばその部分が変わりますので、既に皆様にはお渡ししてございますけれども、改正前、改正後とあわせて、あと変更になる部分をつけてございますので、皆様方の意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

します。

議長

ただいま事務局より、美里町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明がございました。

審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。職務代理。

19番委員

新旧対照表の2ページに、基本的な構想の1ページ目で、前回の農業従事者の年間農業所得こっちが480万なんですね。こっちのほうが480万で、新旧対照表が240万ということを目標とする。これら数字の整合性どうなっているのか。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の1ページ目に、農業従事者の中に480万程度という部分があって、こっちの、新旧対照表の5ページ、6の(2)の、こっちを見ると従事者1人当たり農業所得年に240万を目標とするとなつて、それが整合性が余りにも違うのではないか。どちらかに合わせたほうが、良いのでは。どちらも計算でやっているんでしょから。

議長

事務局、いいですか。

事務局

ただいまの職務代理の質問にお答えします。

事務次長

新旧対照表の5ページ目、右側の下のほうに240万とあるということですよ。実は、ここの部分につきましては、新規就農者の部分でございます。一方、先ほど言われた基本構想の変更の1ページ、ここは現在の認定農業者の部分になります。それで、先ほどの質問の4ページ、基本構想の変更の4ページを開いていただきますと、今ほど質問のあった240万という部分が出てきます。ここは新規就農の分となりますので。240万、下から5にありますので。

議長

新規就農者の240万と認定農業者の480万円の違いのようです。

そのほかございませんか。3番高橋委員。

3番委員

28ページ以降の数字も皆来年変わっていくんですか。ということは、ここは600万なんですけれども、600万前後なんですけれども、ここの水稻の農業所得、今回このように米価が下がっている、新聞にもあるように今後上がる見込みがないということなんですけれども、7町歩で334万5,

0 0 0 円が確保できるんですか。これも変わっていくんですか。その辺だけ。

議長

2 8 ページ以降の農業経営の指標 3 3 4 万 5 , 0 0 0 円という数字、このままでいいのかという質問でしたが、事務局、お願いします。

事務局

それでは、3 番委員の質問にお答えいたします。

2 8 ページの指標の関係でございますが、合計を見ますと 6 0 0 万円台の金額が 2 8 ページから 3 2 ページまでございますけれども、実はこの変更はございません。なぜかといいますと、1 つは、これは宮城県で策定したものでございますけれども、先ほどの大友職務代理の質問と前後しますが、認定農業者 1 人ですと 4 8 0 万円という所得がございます。一方では、ここで 6 0 0 万という数字が載っているということは、1 ページを見てもらいたいんですが、県の考えとしては、農業は 1 人ではできないでしょうと、従事者が 1 人か 2 人ややっぱり必要だというのが宮城県のほうの考えでございます。そうしますと、1 ページに農業従事者 4 8 0 万、そして補助従事者が 1 人から 2 人、1 ないし 2 という数字がありますが、ここで 6 0 0 万から 7 2 0 万程度というところがございます。それで、2 8 ページにつきましては 6 0 0 万という数字、4 8 0 万円と補助従事者最低 1 人という前提の 6 0 0 万、1 人から 2 人という部分ではございますけれども、最低ラインである 1 人、要するに 4 8 0 万プラス 1 2 0 万で 6 0 0 万という数字になりますので、その最低ラインの数字をその指標で宮城県としては策定してございます。仮に、これが、補助従事者が 2 人になれば所得は 7 2 0 万ということになりますけれども、考え方としては、最低 1 人は要するという考えのもとでこの指標を発表されております。

あと、数字が変わるという部分でございますけれども、ここの数字は変わらないんですけれども、先ほど、私が、来年 3 月まで変わるという数字、実は 5 ページ、6 ページ、5 ページの下のほうに 6 5 %、そして 6 ページに入りますと、中ごろに、これは認定農業者の経営体数がございますけれども、とりあえずは現状の数字をまずこのまま載せておいて、来年 3 月に直すというスケジュールになっております。これにつきましては、県の方の関係で、宮城県としてはどうしても今月中には各市町村で告示、宮城県で確定した分は告示をしていただきたいという県からの要請がございまして、本来であればこの 5 ページ、6 ページの数字も直したかったところなんですけど、とりあえず県のほうで今月中にという要請がございましたので、まずは県と連動す

る分の変更を行います。あとは半年かけて５ページ、６ページの数字、各農業関係団体の方々と協議をしながら数字の変更を行っていききたいというふうなスケジュールになってございます。

２８ページ以降のその中の数字につきましては、宮城県で策定したものですので、これは変更できませんので、県としてはこのままで、町のほうでも告示してくださいという要請でございますけれども、これは宮城県で策定して、美里町でなく全市町村この数字を目標として、指標として策定することになりますので、ここの部分は変更はないということでご理解のほういただきたいと思います。

３番委員

このように要請があるようですので県のほうからこの数字の根拠を後から皆さんに配付していただきたい。

議長

ちょっと休憩をいたします。（１０：０９）

議長

それでは、再開いたします。（１０：１１）

議長

高橋委員、よろしいですか。
そのほかご意見ございませんか。

議長

休憩をいたします。（１０：１１）

議長

それでは、再開いたします。（１０：１２）

議長

そのほか意見がなければ採決に入ってよろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、第４号議案美里町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ないということ

で送付をするということで、町長に報告をいたします。

以上で、議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第 9 回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

会 長

署名委員 5 番

署名委員 6 番